

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター  
優良品種・技術評価委員会設置要領

21 森林林育第37号

平成21年5月13日

最終改正：平成29年3月30日（28森林林育第111号）

（委員会の目的）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年12月22日法律第198号）第3条「研究所の目的」で定めるところの林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うに当たり、林木の優良な新品種の開発にかかる評価を行うとともに、優良育種技術を有する者にかかる評価を行うため、優良品種・技術評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌範囲）

第2条 委員会は、品種の種別ごとの評価基準をあらかじめ定めるものとする。  
二 委員会は、林木育種センターが別に定める品種の種別ごとの「品種開発実施要領」などに基づき調査・検定を行った評価対象系統について、第1項の評価基準を満たしているか評価する。  
三 委員会は、林木育種センター、都道府県や民間等から申請があった場合、その評価対象系統について第1項の評価基準を満たしているか評価を実施する。  
四 委員会は、優良育種技術にかかる認定基準をあらかじめ定め、候補者を審査し、優良育種技術を有する者を認定する。

（委員の構成）

第3条 委員会の委員は林木育種センター所長、育種部長と外部委員とする。  
二 外部委員は、学識経験者、森林経営者、都道府県関係者、苗木生産者とし、3名以上とする。  
三 外部委員は、林木育種センター所長が委嘱する。  
四 委員長は、委員の互選とし、委員会の会務を総括する。  
五 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、原則年2回開催する。ただし、申請状況に応じて開催の回数はいは変わるものとする。  
二 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要するなどの場合には、書面審査を行うことができる。  
三 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

四 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(申請内容の事前確認)

第5条 申請があった場合、委員長は委員会の開催前に指名する林木育種センター職員に申請内容の確認を実施させることができる。

二 申請の内容に不備があった場合、第1項で指名された職員は、申請者に対し不備の内容を通知するとともに、評価に必要な事項等の追加の提出を求めることができる。

(申請にかかる事項)

第6条 評価の対象となる品種の種別、申請の際に提出が必要な事項等については、別紙1「優良品種の評価申請について」に定めるところによるものとする。

二 評価に関して必要な経費については、別紙2「優良品種評価申請に必要な経費」に定め、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所(以下「研究所」という。)はその金額を申請者に請求するものとする。

(評価結果の通知・公表)

第7条 林木育種センターは、委員会の評価結果を申請者に郵送にて通知する。

二 林木育種センターならびに申請者は、評価された優良品種について、ホームページ等により広く公表することとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、育種第一課において処理する。

附則(21森林林育第37号関係)

この要領は、平成21年5月15日から施行する。

附則(13林育第201号関係)

「新品種開発委員会開催要領」は、平成21年5月14日をもって廃止する。

附則(平成23年12月1日 23森林林育第219号)

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附則(平成24年1月18日 23森林林育第253号)

この要領は、平成24年1月18日から施行する。

附則(平成27年3月24日 26森林林育第126号)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月24日 28森林林育第111号)

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

附則（平成29年3月30日 28森林林育第111号）  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## 別紙 1

### 優良品種の評価申請について

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第6条第1項の申請にかかる事項については以下のとおりとする。
- 2 評価の対象となる系統は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センターが定める品種の種別ごとの「品種開発実施要領」に基づき調査・検定が行われた優良品種評価対象系統とする。  
ただし、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター以外からの評価の申請については、当面のところ「花粉症対策品種」、「マツノザイセンチュウ抵抗性品種」を対象とすることとする。
- 3 申請に当たっては、以下の申請書類（含む電子データ）を添付すること。
  - (1) 申請書  
様式1により、申請者・連絡先・申請する評価対象系統の一覧等を記載する。
  - (2) 説明書  
様式2により、評価対象系統ごとに、樹種・品種の種別・評価対象系統名・育成経過の概要等を記載する。
  - (3) 特性データ  
調査・検定の手法・数量、調査・検定結果及びその他評価対象個体の特性を示すデータ。

## 別紙 2

### 優良品種評価申請に必要な経費

- 1 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第6条第2項の申請にかかる経費については以下のとおりとする。
- 2 申請料は1評価対象系統につき5,000円（消費税抜）とするが、別表の区分により、申請料の全部または一部を免除することができるものとする。
- 3 研究所は要領第5条第1項の申請内容の確認に旅費等の経費が必要になった場合、申請料に加えて必要となる経費の実費を請求することができる。
- 4 上の2および3について、研究所からの申請については徴しないものとする。
- 5 上の2および3について、研究所は申請者に請求書を発行し、申請者は請求書に基づいて支払うものとする。

(様式1)

## 優良品種評価申請書

申請日：平成〇〇年〇月〇〇日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
森林総合研究所 林木育種センター所長 殿

申請者名：〇〇 〇〇 印

次のとおり、優良品種の評価を申請します。

- 1 本申請にかかる優良品種評価対象系統の数：例 4
- 2 本申請にかかる優良品種評価対象系統の品種の種別・樹種・名称  
例 花粉症対策品種  
スギ 〇〇×号  
スギ 〇〇×号  
スギ 〇〇×号  
ヒノキ 〇〇×号
- 3 申請担当者の連絡先  
担当者名： 〇〇〇〇  
住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
Fax 番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇  
Email： 〇〇〇〇@〇〇〇〇

- ・本様式により、優良品種評価の申請ごとに申請書を提出すること。
- ・様式2により、評価対象系統ごとに説明書を提出すること。
- ・別紙(A4用紙)に、評価対象系統が優良であることを示す次のデータを添付すること。(1)調査・検定結果の手法・数量等、(2)調査・検定結果、(3)その他評価対象系統の特性を示すデータ。同じ品種の種別の複数評価対象系統を同時に申請する場合は一括して提出することができる。電子データも送付すること。

(様式2)

## 説明書

- 1 樹種(学名) : ○○(○○○○ ○○○○)
- 2 品種の種別 : ○○
- 3 評価対象系統名(よみ) : ○○○○(○○○○○○○○)
- 4 評価対象系統の選抜地 : ○○県○○市○○ ○○林班○○小班
- 5 評価対象系統の増殖方法 :
- 6 利用上の留意事項 :

7 評価対象系統の育成経過の概要 :

8 評価対象系統の写真



- ・本様式により、評価対象系統ごとに説明書を提出すること。
- ・「評価対象系統の育成経過の概要」欄には、選抜・検定などの育成経過について概要を記載すること。
- ・別紙(A4用紙)に、評価対象系統が優良であることを示す次のデータを添付すること。(1)調査・検定結果の手法・数量等、(2)調査・検定結果、(3)その他評価対象系統の特性を示すデータ。同じ品種の種別の複数評価対象系統を同時に申請する場合は一括して提出することができる。電子データも送付すること。

別表

<p>依頼者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・特殊法人</li> <li>・公共組合</li> <li>・国立研究開発法人等</li> <li>・認可法人</li> <li>・特別民間法人</li> <li>・組合等登記令（昭和39年制令 29号）別表の法人</li> <li>・農協</li> <li>・漁協</li> <li>・日本学術会議の研究団体に指名された学術団体</li> <li>・理事長が認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人及び公益財団法人</li> <li>・協同組合（ただし、農協及び漁協は除く）</li> <li>・鉱工業技術研究組合</li> <li>・公益を目的とする任意団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社</li> <li>・有限会社</li> <li>・合資会社</li> <li>・合名会社</li> <li>・一般社団法人及び一般財団法人</li> <li>・公益を目的としない任意団体等</li> <li>・個人</li> </ul>
<p>経費</p>	<p>免除可</p>	<p>系統数×5000円×50%</p>	<p>系統数×5000円</p>
<p>消費税</p>	<p>消費税法及び地方税法で定められた税率に相当する税</p>		